

## 【事実の概要】

### 教員の懲戒処分について

#### 1. 当事者

職 名 助教（男性）  
年 齢 40歳代

#### 2. 事実の概要

神戸大学助教（40代男性）は、平成30年4月研究室に配属された女子学生に対し、LINEによる過剰な通信，私的な趣味への同行，指導教員と指導学生の関係を逸脱した不適切発言，進路相談における不適切な情報操作等の行為を学生指導に混交し，当該女子学生に多大な精神的苦痛を与えた。一連の行為は指導教員の立場を十分理解しないものであり，当該女子学生の就学環境を悪化させることとなった。

当該教員の行為は，神戸大学職員就業規則第58条第1項第9号「ハラスメントと認められる行為があった場合」に該当することから，同規則第59条第1項第3号の規定に基づき懲戒処分として「停職7日間」とした。